

# 静岡市文化財及び歴史的まちなみ 保存活用プロジェクトへ寄附のお願い

静岡市の文化財を  
地域総がかりで未来に継承

あなたの寄附で文化財を  
保存・活用し未来に継承

## 静岡市の文化財が置かれている状況

静岡市には、指定されているだけで300件を超える文化財があります。未指定の文化財は静岡市が把握しているだけで2,000件を数えます。文化財を将来にわたって継承するとともに、効果的な活用を図るために所有者や行政だけでなく、市民の皆様の力が不可欠な状況です。

### 寄附金の使い道

頂いた寄附金は、積み立てたうえで、文化財及び歴史的まちなみの保存・活用にかかる取組に活用することを想定しています。※寄附金額に応じて活用する取組の内容に変更があります。  
※固有名詞のつく文化財はイメージです。

#### 寄贈・遺贈を受けた 建造物の保存活用



#### 地域シンボルの整備



#### 民間所有文化財の修理



まちなみを形成する文化財建造物等を活用できる形に整備します。

旧五十嵐歯科医院など歴史的まちなみを形成する建造物を整備します。

地域で大切に守られてきた文化財の修理を支援します。

#### 民俗文化財の継承



無形民俗文化財の継承  
に必要な費用を支援します。

#### 史跡や名勝の維持管理



史跡駿河国分寺跡、名勝三保松原の  
ような史跡・名勝の維持管理に活用  
します。

#### 天然記念物の維持管理



大クスのような、市内天然記念物の  
剪定などの維持管理に活用します。

## 寄附等の方法

対象者	税制上のメリット	寄附の申込
個人の方の一般寄附	2,000円を超える寄附金額が所得金額から差し引かれ、所得税・住民税の控除を受け取ることができます。	静岡市歴史文化課へご連絡ください。
静岡市外に本社・本部のある企業団体からの企業版ふるさと納税 (寄附額10万円以上)	寄附額の最大約9割の税額（法人住民税・法人税・法人事業税）を控除することができます。（利益の1%までの場合）	静岡市歴史文化課へご連絡ください。
静岡市外に本社・本部のある企業団体からの一般寄附	寄附額の全額を損金に算入して、法人税・法人住民税の控除を受けることができます。	静岡市歴史文化課へご連絡ください。
静岡市内に本社・本部のある企業団体からの一般寄附	寄附額の全額を損金に算入して、法人税・法人住民税の控除を受けることができます。	静岡市歴史文化課へご連絡ください。

※ 寄附金控除の詳細は、国税庁・地方公共団体等のホームページをご確認ください。

【問い合わせ】 静岡市観光交流文化局歴史文化課  
住 所：〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1

TEL : 054-221-1066 FAX : 054-221-1451  
Mail : rekibun@city.shizuoka.lg.jp